

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等
支援加算の実績報告に関するよくある質問

(凡 例)

○ 処遇改善支援補助金＝介護職員処遇改善支援補助金

問 1 別紙様式 3－1 【2－（3）加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて】における、本年度とは令和 5 年度、前年度とは令和 4 年度という認識で間違いないか。

答 1 お見込みのとおりです。

問 1 別紙様式 3－1 【2－（3）加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて】の②について、職員の退職等により、令和 5 年度より令和 4 年度のほうが、賃金額が多くなってしまい、要件Ⅳを満たすことができないが、どうしたらよいか。

答 2 当該表の下部の【記入上の注意】に記載がある通り、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に退職した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していなかったものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能となっております。

問 3 処遇改善支援補助金は令和 4 年 2 月～9 月に支給されていたが、別紙様式 3－1 【2－（3）－②－（エ）前年度のベースアップ等加算の総額（介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む）】に記入する額は、処遇改善支援補助金の令和 4 年 4 月～9 月分とベースアップ等加算の令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月分を足した額でよいか。処遇改善支援補助金の令和 4 年 2 月～3 月分は除くという認識で間違いないか。

答 3 お見込みのとおりです。

なお、令和 4 年 4 月分の処遇改善支援補助金額については、県が発送した総額一覧表をお持ちの事業所については令和 4 年 4 月分の金額を、「介護職員処遇改善支援補助金総額一覧表」を持っていない事業所については福岡県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」の令和 4 年 5 月審査分（2～4 月サービス提供分）の額を 3 等分して推計してください。